

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長崎市	東長崎地区(古賀集落)	令和3年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.6ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	45.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	22.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・古くから植木産業が盛んで、兼業農家が多く、しょうがや水稻、いちごなども栽培されており、市街地にも近いといったメリットがある一方で、後継者不足や高齢化による担い手不足が深刻である。 ・農地が小規模かつ急傾斜で、耕作道がない農地も多く、イノシシ等による被害も拡大しており、耕作放棄地が増加している。 ・集落の一部地域においては、新幹線整備に伴う減湯水対策として、新たな水利施設が整備されており、有効利用を図る必要がある。 ・数年前から基盤整備に向けた協議や現地検討が進められているが、担い手の確保が課題となっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握する。</p>
<p>農地中間管理機構を活用し中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。</p>
<p>集落の現状に合った基盤整備を進めることにより、新たな担い手へ農地を集約化する。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、28.9haとなっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理事業の更なる周知を図り、機構を通じた中心的経営体等への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化や農地の利用集積を推進する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 大規模な基盤整備に向けた検討を進めるとともに、農地耕作条件改善整備事業や市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模な基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)を推進する。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 ・既に特産化している、しょうがの共販体制を強化することで、販路の拡大を図り、さらなる安定生産につなげる。 ・「長崎市植木センター」と連携した植木園芸の情報発信の強化により、都市と農村部の新たな交流機会を創出する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 近年の局所的・激甚災害に対応するため、共済・収入保険加入によるリスク管理や気象災害対策に取り組む。</p>